

越谷校舎学生団体部室使用規則

(目的)

第1条 本施設は、学生の課外活動助成のための施設であって、大学が必要性を認めた学生団体に使用を許可する。

(使用申請)

第2条 本施設の使用を希望する学生団体は、校舎責任者の許可を受けなければならない。

2 前項の使用の希望は、学友会総務部が取りまとめ、校舎責任者に申請を行う。

3 校舎責任者は、前項の申請が妥当だと判断した場合、本施設の使用を許可する。

(継続)

第3条 本施設を継続して使用することを希望する学生団体は、毎年5月末日までに、学生団体継続届に添えて、部室継続使用願を学生課に提出し、校舎責任者の許可を受けなければならない。ただし、特別な理由がある場合には、年度の途中からの利用を認めることがある。

(取消)

第4条 大学運営上必要な場合又は使用されることが不適当な場合、校舎責任者はその許可を取り消すことがある。

(管理責任)

第5条 本施設の管理運営の責任者は校舎責任者があたり、施設管理の責任者は施設課長があたる。各部室は、部の責任において管理し、部の責任者があたる。

(施錠)

第6条 鍵の管理は次のとおりとする。

正門警備室において保管する。部屋は、使用時間以外は厳重に施錠する。

2 警備室に保管するもののほかに、各部室につき1本まで鍵の所有を許可する。

3 前項の鍵の管理は、部の責任者があたる。

(使用時間)

第7条 原則として午前6時30分から午後20時30分とする。ただし、第2・第3グラウンドの本施設については、越谷校舎第2・第3グラウンド使用内規の定めるとおりとする。

2 やむを得ず上記時間外に使用する場合は、あらかじめ校舎責任者の許可を得なければならない。

(施設、設備等)

第8条 施設、設備などの破損修理は、不可抗力によるもの以外は部の責任において行う。

(火気)

第9条 火気の使用は禁止する。活動上必要な火気使用は校舎責任者の許可を得なければならない。

(清掃)

第10条 本施設は、整理整頓に努めなければならない。

(学外者の立ち入り)

第11条 本施設へ学外者が立ち入る場合は、あらかじめ校舎責任者の許可を得なければならない。

(改廃)

第12条 本規則の改廃は、越谷校舎学生委員会の議による。

附則

- 1 本内規は、平成30年4月1日より施行する。
- 2 「学生団体部室使用心得」及び「第2・第3運動場部室使用内規」は、廃止する。

附則

本内規は、令和2年4月1日より改正施行する。